

第二次将来ビジョン及び第7次男女共同参画基本計画等

策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

第二次将来ビジョン及び第7次男女共同参画基本計画等の策定に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した事業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託内容

(1)事業名

第二次将来ビジョン及び第7次男女共同参画基本計画等策定支援業務委託

(2)委託内容

別紙「第二次将来ビジョン及び第7次男女共同参画基本計画等策定支援業務委託仕様書(案)(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

(3)履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで(令和6年度、7年度の2か年度)

(4)提案上限額

令和6年度から令和7年度予算の合計額41,000千円(税込み)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 地方公共団体の総合計画等の行政計画等の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

イ 志木市の契約に係る指名停止等の措置に関する規則(平成20年7月17日規則第21号)に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者。

ウ 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年11月1日制定)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

カ 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

4 スケジュール

NO.	内容	日程
1	仕様書、実施要領等の公表	令和6年4月 8日(月)
2	質問書の受付期限	4月11日(木) 午後5時まで
3	質問に対する回答	4月16日(火)
4	資格等審査関連書類の提出期限	4月18日(木) 午後5時まで
5	資格等審査(書類審査)	4月19日(金)~22日(月)
6	資格等審査結果の通知	4月23日(火)
7	企画提案書・参考見積書の提出期限	5月20日(月) 午後5時まで
8	企画提案審査(プレゼンテーション)	5月27日(月) または 28日(火) ※ 資格等審査通過者には詳細を別途通知
9	選定結果通知	6月 3日(月)
10	契約締結・業務開始	6月中旬 予定

※ 本スケジュールは予定であり、変更することがあります。

5 仕様書、実施要領等の公表

(1) 公表開始日

令和6年4月 8日(月)

(2) 公表方法

志木市ホームページからダウンロード

URL <https://www.city.shiki.lg.jp//soshiki/32/19981.html>

6 質問と回答

(1) 質問受付期間

令和6年4月 8日(月)から令和6年4月11日(木)午後5時まで(必着)

(2) 質問票提出方法

質問票【様式5】に質問箇所及び内容を記載し、電子メールで提出すること。

件名は「【社名】第二次将来ビジョン等に係るプロポーザル質問」とすること。

E-mail : seisaku@city.shiki.lg.jp

※電子メール送信と併せて電話による確認を行うこと。

(3) 回答

令和6年4月16日(火)までに本市ホームページで質問者の名前を伏せたうえで順次公表。個別には回答しないこととする。

7 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

ア 資格等審査(書類審査) 関連

提出期限：令和6年4月18日(木) 午後5時まで(必着)

提出部数：正本1部(社印及び代表印を捺印すること)、副本5部

書類番号	提出書類名	様式	備考
1	参加表明書	様式1	
2	会社概要書	様式自由	
3	応募者の実績調書	様式2	
4	業務実施体制表	様式3	

イ 企画提案審査(プレゼンテーション審査) 関連

提出期限：令和6年5月20日(月) 午後5時まで(必着)

提出部数：正本1部、副本15部

書類番号	提出書類名	様式	備考
5	企画提案書	様式自由	A4版・20枚以内

ウ 参考見積額評価 関連

提出期限：令和6年5月20日(月) 午後5時まで(必着)

提出部数：正本1部(社印及び代表印を捺印すること)、副本5部

書類番号	提出書類名	様式	備考
6	参考見積書	様式自由	押印すること。

(4) 提出方法

直接提出の場合：提出期間中の受付時間は午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合：提出期間内に必着した書類のみ受け付けることとする。

提出期間後は、追加資料であっても認めないこととする。

(5) 提出先

「15 担当部署」へ提出すること。

(6) 提出された書類の扱い

すべての提出書類は返却しない。

8 企画提案書作成要領

- ・仕様書の趣旨に沿った業務内容を達成するための提案をすること。
- ・企画提案書の作成にあたっては、6頁の「(2) 審査項目及び評価内容」のうち「② 企画提案審査(プレゼンテーション審査)」に記載された項目を含むものとし、記載する順番も当該項目順とすること。

9 参考見積書

- ・提案上限額は、41,000千円(令和6年度、7年度合計、税込み)とする。
- ・本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- ・提案事業者の提案に付随して、当初予定していなかった経費支出を本市が行うことは困難であるため留意すること。

10 受託候補者の選定方法に関する事項

(1) 審査方法

- ・本プロポーザルの審査は、以下の資格等審査、企画提案審査、参考見積額評価を行う。
- ・審査は、提案書を提出した者(以下「応募者」という。)の提案書について審査を行い、審査の得点が最低基準点である60点(100点満点)以上の応募者のうち、評価点の総合計が最も高い応募者を本業務の受託候補者とし、2番目に高い応募者を次点候補者として特定する。ただし、各採点項目において、仕様書の内容を満たしていない項目がある場合は、評価点の総合計にかかわらず、受託候補者及び次点候補者とししない。

ア 資格等審査(書類審査)

- ・「7 参加に係る書類の提出」のうち、「ア資格等審査(書類審査)関連」の書類により審査を行う。
- ・審査項目等については、6頁の「(2) 審査項目及び評価内容」のうち、「①資格等審査(書類審査)」を参照

イ 企画提案審査(プレゼンテーション審査)

- ・「7 参加に係る書類の提出」のうち、「イ 企画提案審査(プレゼンテーション審査) 関連」の書類により審査を行う。
- ・審査項目等については、6頁の「(2) 審査項目及び評価内容」のうち、「②企画提案審査(プレゼンテーション審査)」を参照

①日 時 令和6年5月27日(月)または28日(火)

②場 所 志木市役所 大会議室3-3(小会議室3-2を控室とする。)

③実施時間 1事業者につき、45分とする。

入室、機材等準備	5分
企画提案書に基づくプレゼンテーション ※企画提案書に記載したもの以外は使用できません。	25分
質疑応答	10分
片づけ、退室	5分

④出席者 プレゼンテーション及びヒアリングは、3人以内で実施し、業務実施体制表(様式3)に記載されている者とする。なお、PCの専属操作員も、出席者に含む。

⑤留意事項 ・ プレゼンテーションに当たっては、企画提案書に記載された内容に基づき、6頁の「(2)審査項目及び評価内容」のうち「② 企画提案審査(プレゼンテーション審査)」に記載された項目順に説明を行うこと。

- ・ プレゼンテーションにおいて、事務局で用意する機器は次のとおりとし、PC等必要となる機器は、応募者が持参すること。(今後変更する可能性があります。)
 - ア スクリーン 1台
 - イ OA タップ 1本
 - ウ プロジェクター 1台※プロジェクターは、RICOH製、PJ WX4152 であり、HDMIケーブルによりPCと接続可能。それ以外の方法でスクリーンを使用する場合は、応募者がプロジェクターを用意すること。

ウ 参考見積額評価

参考見積書に基づき、提案上限額との差額により評価する。

(2) 審査項目及び評価内容

審査項目	配点	審査内容	評価のポイント
①資格等審査 (書類審査)	20	類似業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他の地方自治体における計画策定支援業務の受託実績 ※総合振興計画以外の実績も考慮する。 ※ワークショップ等の市民参画事業の実績も考慮する
		業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者の実務経歴
②企画提案審査 (プレゼンテーション審査)	60	総合振興計画策定における基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合振興計画に対する基本的な考え方・理解は適切か。 ■ 国・県の計画(デジタル田園都市国家構想等)との整合性はどのように考えているか。
		総合振興計画策定における課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 志木市の現状分析・課題の整理について、どのような手法を考えているか。
		総合振興計画策定における市民意見の徴取方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民意識調査等について、どのような手法を考えているか。 ※ 一般成人向けの 3,000 名(満18歳以上)を対象としたアンケートに加え、事業者独自のアンケートを提案すること。 ■ ワークショップについて、どのような手法を考えているか。
		総合振興計画策定における施策体系等の見直しの手法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな施策体系の見直しについて、どのような手法を考えているか。
		男女共同参画基本計画策定における基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画基本計画に対する基本的な考え方・理解は適切か。 ■ 国・県の計画等との整合性はどのように考えているか。
		男女共同参画基本計画策定における計画案等の策定の手法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 骨子案、計画案等の策定について、どのような手法を考えているか。
		業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実現可能なスケジュールとなっているか。
		サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画の策定等に係るサポート体制が整っているか。
③参考見積額 評価	20	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案上限額との差額により評価する。

(3)受託候補者の決定

選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い者を受託候補者とする。

※評価点が同一の場合は、業務実績により判断するものとする。

11 選定結果通知

選定結果については、全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和6年6月3日(月)通知予定。

12 契約

- ・ 受託候補者と提出した企画提案書を基に、市と委託に係る詳細について協議を行う。この協議の際に、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。
- ・ 受託候補者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出する。
- ・ 受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

13 辞退について

- ・ 参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加の意思がなくなった場合には、速やかに辞退届(様式4)を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。
- ・ 辞退届の提出に当たっては、事前に「15 担当部署」に電話にて連絡の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

14 特記事項

- ・ 本プロポーザルは、受託候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- ・ 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合または、本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、市は受託者との契約を解除することができる。
- ・ 災害等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- ・ 受託決定後、市は受託者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

15 担当部署

志木市 市長公室政策推進課 (志木市役所 3階)

住 所:〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話番号:048-473-1114(直通)

メー ル:seisaku@city.shiki.lg.jp